

小川地区衛生組合ホームページ広告掲載に関する基準

平成30年11月26日
管理者決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、小川地区衛生組合ホームページ広告掲載に関する要綱（平成30年告示第13号）に基づき、小川地区衛生組合（以下「組合」という。）の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページで組合が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載規格は1枠につき縦60ピクセル×横120ピクセル、4キロバイト以内のもので、GIF、JPEG又はPNG形式とし、アニメーションは不可とする。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1年を単位とする。

2 広告の掲載を開始する日は5月1日とし、終了する日は翌年4月30日とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、前条に規定する期間について1枠あたり年額12,000円とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、募集期間等を定め、組合ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載料の還付)

第7条 既に納入された広告掲載料については、還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告を掲載することができなかったときは、この限りではない。

(広告内容)

第8条 広告主は広告の内容及びデザイン等が、組合ホームページのイメージを損なうことのないよう、組合と調整しなければならない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成30年12月1日から施行する。